

2021年度～ 個人保存版

生活クラブ生活協同組合・東京
2021年4月1日施行

あなたの
組合員コード



エッコロ たすけあい制度 ガイドブック

組合員どうしのちょっとした、たすけあいのしくみ



エッコロ (ECCOLO) は、
「はい、どうぞ」の意味を持つイタリア語です。
「気軽にケアをしましょう」という
気持ちを表現しています。
マークには、困ったときに手をさしのべあい、
たすけあうという想いがこめられています。
一見可愛いうさぎに見えますが、
逆さにすると両手が図案化されています。

サステイナブルなひと、
生活クラブ

目次

3	どんなときに、何のケアが使えるの？ — こんな事例はこのケアで —
4	エコロたすけあい制度って？
5	エコロのきまり
6	エコロ申請のながれ
7	生活保障
7	生① 困ったことを手伝うケア
7	生② 子育て中の加入者をサポートする子どもを預かるケア
7	生③ 加入者本人または家族の入院・在宅療養時のケア
8	生④ 障がいを持つ加入者・介護を必要とする加入者・ 高齢（65歳以上）の加入者をサポートするケア
8	生⑤ 障がいを持つ家族・介護を必要とする家族を持つ加入者を サポートするケア
8	生⑥ 配送またはデポーでの購入をサポートするケア
8	生⑦ お届けデポーを利用するときの補助
9	生⑧ 加入者の住宅災害時のケア
9	生⑨ 加入者本人または家族が亡くなったときのケア
10	組合員活動保障
10	組① 活動中の事故による入院・在宅療養
10	組② 組合員活動のために私物を貸与して破損したとき
10	組③ 活動中の事故による賠償責任
11	組④ 共同購入品の盗難と破損
11	組⑤ まち活動費の盗難
12	組⑥ 生活クラブの活動の開催場所での託児
13	組⑦ まちの委員活動を支えるためのケア
13	組⑧ まちの委員活動を支えるための補助
13	組⑨ 企画参加を支えるための補助
14	エコロ子育て応援セットSuku ²
14	エコロリーディングサービスYomu ²
15	生活保障申請書記入例
16	エコロから広がる地域福祉事業の取組み、歩み
18	エコロたすけあい制度規約、細則
20	エコロファンド運営管理規定

※申請用紙は生活クラブ・東京Webよりダウンロードもできます。また一部Webで申請ができます。ダウンロードできない用紙、Webでできない申請についてはセンターまたはデポーにお問い合わせ下さい。

イラスト作成：おぐらみどり

生活クラブ東京 エッコロ

検索

どんなときに、何のケアが使えるの？

— こんな事例はこのケアで —



1. 子育て中

- 仕事や学校行事で託児を頼みたい…………… P7 生②
- 通院やリフレッシュで託児を頼みたい…………… P7 生②
- 自分の体調が悪いときに託児を頼みたい…………… P7 生②
- 生活クラブの会議や企画に参加するときに託児を頼みたい…………… P12 組⑥ P13 組⑦ 組⑧ 組⑨
- 活動のために延長保育を頼んだときの補助・ P13 組⑧



2. 自分や家族の体調が悪いときに

- 通院や入院時の付き添いを頼みたい…………… P7 生③
- 簡単な家事をお願いしたい…………… P7 生③
- 子どもの面倒を見てほしい…………… P7 生③



3. 高齢、高齢の家族がいる

- 簡単な家事をお願いしたい…………… P8 生④
- エコロの申請を手伝ってほしい…………… P8 生④
- 電球を付け替えてほしい…………… P8 生④
- 家族を見守ってほしい…………… P8 生⑤
- 配達品やデポー購入品を届けてほしい…………… P8 生⑥
- 共同購入品の注文を手伝ってほしい…………… P8 生⑥



4. 障がいを持っている、介護が必要、障がいを持つ家族、介護が必要な家族がいる

- 家族の見守りや付添いをお願いしたい…………… P8 生④ 生⑤
- 配達品やデポー購入品を届けてほしい…………… P7 生⑥ 生⑦
- 共同購入品の注文を手伝ってほしい…………… P7 生⑥



5. 日常生活で困ったとき

- 人手が必要な作業を手伝ってほしい…………… P7 生①
- 事例▷粗大ごみや重いものの移動・庭木の手入れ
- 一人では解決できないことを手伝ってほしい… P7 生①
- 事例▷パソコンやスマホの操作 (eくらぶ登録など)
- ・着物や浴衣の着付け
- 留守中に必要な作業を頼みたい…………… P7 生①
- 事例▷ペットの世話・ごみ出し・植木の水遣り
- マンションの定期点検の立ち会い



6. 共同購入で困ったとき

- 受取り時に配達品を破損した…………… P11 組④
- 配達品が盗難にあった…………… P11 組④
- 留守や外出、体調不良などでのため、
- 配達品の預りやお届けを頼みたい…………… P8 生⑥
- デポー購入品を届けてもらいたい…………… P8 生⑦
- 共同購入品の注文を手伝ってほしい…………… P8 生⑥



7. 生活クラブの活動中で困ったとき

- 活動中にケガをした…………… P10 組①
- 私物を破損した…………… P10 組②
- 対人や対物事故で賠償が発生した…………… P10 組③
- 活動中に延長保育を頼んだときの補助…………… P13 組⑧

8. 緊急のとき

- 災害により住宅が被害を受けた…………… P9 生⑧
- 家族が亡くなった…………… P9 生⑨

エコロたすけあい制度って？

エコロたすけあい制度（以下エコロ）は組合員どうしのたすけあいと地域福祉の推進のための生活クラブ独自のしくみです。

暮らしの中で、ちょっと人の助けを借りたい時、身近にたすけあえる関係があることはとても心強いものです。子育て中であっても、高齢になっても、行政や民間のサービスとは違う地域のたすけあいがあることは、自分らしくいきいきと暮らし続けるためにとても大切なことです。

エコロは加入者が100円ずつ出し合って支えているしくみです。100円のうち20円は生活クラブの地域

福祉政策を推進するための基金（エコロファンド）として活用され、80円はケア金給付だけでなく、多様な地域福祉の活動に活用されています。エコロファンドからエコロ子ども基金を通し地域で展開する子ども食堂の活動にも活用されています。

また、掛金の一部は「インクルファンド」を通して、地域福祉を推進する活動や事業に役立てています。エコロを使って、組合員どうしが出会い、たすけあえる関係をつくると同時に、地域の福祉活動を応援します。



インクルファンドとは

2012年3月に設立された「生活クラブ運動グループ・インクルーシブ事業連合（P17）」に位置づく助成事業です。生活クラブ運動グループをはじめ多様な市民力を発揮させた「市民主体のまちづくり型福祉」を促進するため、豊かな地域社会づくりにつながる活動や事業に助成をします。

詳しくはWEBで！

インクルファンド

検索

エッコロのきまり

◎エッコロを活用する上での約束

●エッコロ共通用語

【ケア】…「お互いさまのたすけあい」を基調とした日常的な範囲での手助けをいいます。

【ケア者】…お互いさまの気持ちで手助けする人。エッコロ加入者であれば誰でもケア者になれます。

【ケア金】…ケアに対する給付。エッコロの加入者みんなから「ありがとうの」気持ちとともに、申請後、審査を経て共同購入代金と相殺で支払われます。

【エッコロコーディネーター】…ケア依頼者とケア者を橋渡しする人

●ケアの約束事

- ・依頼者、ケア者ともに生活クラブ・東京のエッコロ加入者に限ります。
- ・「ケア者への依頼は自分で」が原則です。日頃からまちの企画やコミュニティの活動などへの参加を通じて、顔の見える関係をつくりましょう。
- ・自分でケア者を探すことが難しい場合にはケア者をコーディネートするしくみを利用できます。センター・デポールにお問い合わせください（ケア者が見つからない場合もあります）。
- ・家族間のケアは対象外です。（細則12条約参照）
- ・専門的な看護や介護などはエッコロのたすけあいでは対応できません。
- ・車両事故の補償はありません。
- ・ケアの内容・場所・時間などは依頼者とケア者とで事前に確認します。
- ・ケア中の事故は、ケア者保障保険で補償されます（右記参照）。
- ・依頼者が申請書を提出します。（**生-⑥**「活動の開催場所での託児」は主催者が提出します）

●申請するとき

- ・生活保障の申請書は生活クラブ・東京のWebサイトからダウンロードできます。一部Webで申請ができません。
用紙を取り寄せたい場合はセンター・デポールにご連絡ください。
- ・申請はできるだけ早く行なってください。（事由発生後60日以内に申請すること。時効は1年です。）
- ・当事者以外の生活クラブ組合員または事務局による第三者証明が必要な申請書もあります。
ご不明な点はセンター・デポールにお問い合わせください。

◎加入・解約・掛金

●加入できる人

加入者本人とケアする意思のある中学生以上の同居の家族が加入できます。家族加入はエッコロに加入している組合員の家族が対象です。家族のみの加入はできません。エッコロ家族加入者はケア者にはなれますが、ケアの依頼はできません。

●加入したいとき

所定の加入用紙に必要事項を記入してセンター・デポールに提出してください。効力の開始は加入を受け付けた翌日午前0時よりとします。

●解約したいとき

契約期間は4月1日より翌年の3月31日までで中途解約はできません。毎年2月1日から2月15日に任意解約を受け付けています。期間内に手続きをした場合、3月より引き落としがストップし、4月より解約となります。

●掛金

1人1ヶ月100円の掛金が毎月共同購入代金と一緒に引き落とされます。集金は加入翌月より始まります。前払いのため初回のみ2ヶ月分（加入翌月と翌々月分）200円が引き落とされます。

◎ケア者保障保険について

エッコロに定められているすべてのケアについて「ケア者保障保険」が適用されます。ケア者が家を出てからケアを終了して帰宅するまでの間保障されます。

※事由が発生した場合はすぐに連絡してください。

生活クラブ生協・東京 政策調整部
共済課 TEL 03-6862-5217

傷害保険（ケア者本人）

死亡：300万円

入院：3,000円／日（180日間）

通院：2,000円／日（90日間）

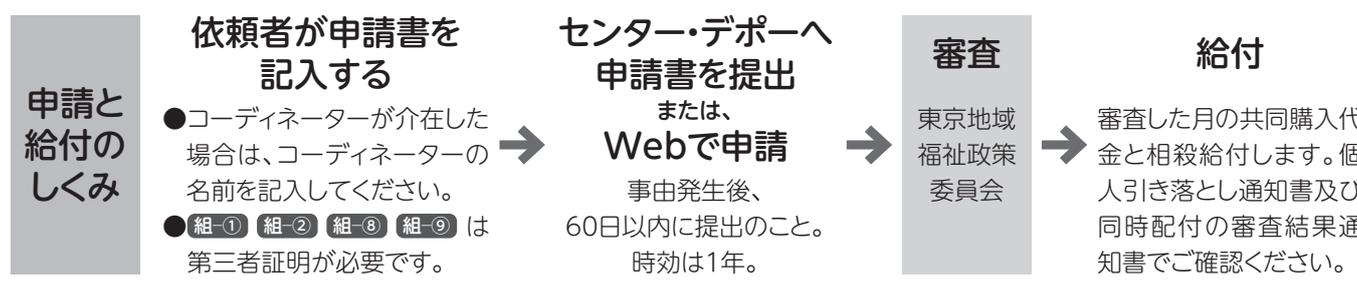
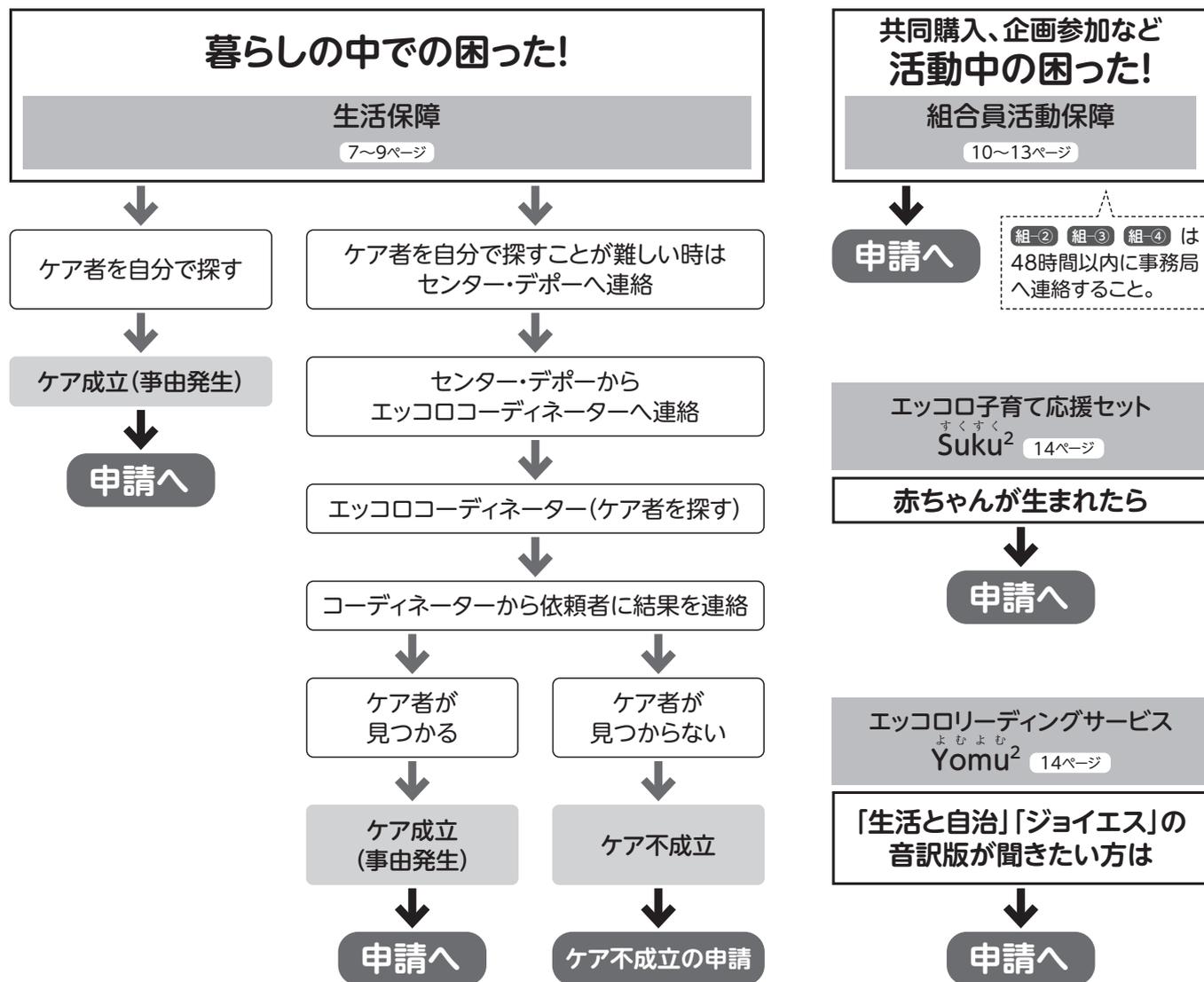
賠償責任保険

身体賠償：1億円 財物賠償：1億円

※賠償責任保険の免責金額5,000円（自己負担金額）についてはエッコロ**組-③**「活動中の事故による賠償責任」での申請対象となります。

※保障内容は2021年4月現在の内容です。

エコロ申請のながれ



◎ケア者をコーディネートするしくみ

エコロではケアを頼む相手は自分で探すことが原則ですが、組合員の知り合いがない組合員にとってはケア者を探すことは難しいです。もっとたすけあい広がるように、ケアを必要とする人と手助けをする人をつなぐコーディネートするしくみをすすめています。コーディネーターは、依頼内容を聞き取り、ケア

者を探します。ケア後のフォローも行ない、組合員と組合員をつなぎます。

コーディネーター料

原則1争由のコーディネートに対して800円給付されます。(ケア者が見つからないかケアに至らなかったケースについては、500円が給付されます。コーディネーターはケア不成立の申請書を提出ください。) コーディネーターはあなたのまちの組合員です。

生活保障

限度額は生①～生⑦まで、
年間（4/1～3/31）合計12,000円
給付金の利用状況はセンター・デポーまでお問合せください。

暮らしのなかでちょっと困った時にエッコロ加入者どうしてたすけあうしくみです。ケア者にエッコロ加入者みんなからのありがたい気持ちを添えたケア金が給付されます。ケア金が潤滑油となって、身近なたすけあいを育てていきたい…それがエッコロたすけあい制度です。

生① 困ったことを手伝うケア

上限年間5回 ケア金400円/1回

加入者本人が、人手が必要であったり、一人では解決できないなど日常の困ったことを身近なエッコロ加入者に手伝ってもらうケア

どんなときに使えるの？

- 例
 - ・長期・緊急で留守にするとき
 - ・人手が必要なとき
 - ・一人では解決できないとき

どんなことを頼めるの？

- 例
 - ・庭の水遣り、ごみだし、ペットの世話*、鍵の預かり、留守番
 - ・引越しの手伝い、粗大ゴミや重いものの移動の手伝い。
 - ・eくらぶの登録などパソコンの操作を教えてください。
 - ・着物や浴衣の着付けの手伝い。

※ケア中にペットがケガ等した場合、またペットを起因とする賠償責任についての保障はありません。



生② 子育て中の加入者をサポートする子どもを預かるケア

上限3時間 ケア金400円/30分

子育て中のいろいろな場面で、身近なエッコロ加入者に子ども（ケア対象は小学生まで）を預かってもらうケア（送迎含む）*

どんなときに使えるの？

- 例
 - ・生活クラブの企画などに参加するとき
 - ・本人・家族の体調が悪いとき
 - ・通院や定期健診のとき
 - ・学校行事に参加するとき
 - ・リフレッシュしたいとき

※車両事故の補償はありません。



生③ 加入者本人または家族の入院・在宅療養時のケア

上限3時間 ケア金400円/30分

加入者本人または家族の入院・在宅療養時、身近なエッコロ加入者に、本人または家族のサポートをしてもらうときのケア

どんなときに使えるの？

- 例
 - ・産前産後で在宅療養しているとき
 - ・風邪で寝込んだとき
 - ・本人や家族が通院や入院したとき

どんなことを頼めるの？

- 例
 - ・通院・入院時の付き添い
 - ・簡単な家事（掃除・洗濯・買い物・食事の準備など）
 - ・家族の見守り

生活保障

限度額は生①～生⑦まで、
年間(4/1～3/31)合計12,000円
給付金の利用状況はセンター・デポーまでお問合せください。

生④ 障がいを持つ加入者・ 介護を必要とする加入者・ 高齢(65歳以上)の加入者を サポートするケア

上限3時間 ケア金400円/30分

加入者本人が障がいを持っている、介護を必要としている、高齢などのために、不自由と感じている簡単な家事、企画参加やリフレッシュなどを身近な組合員にサポートしてもらうときのケア

どんなときに使えるの？

- 生活クラブの企画などに参加するとき
- 通院や定期健診のとき
- リフレッシュしたいとき
- 重いものを運ぶとき
- 高いところで作業するとき

どんなことを頼めるの？

- 本を読んでもらう
- 家具の移動
- 庭の手入れ
- 電球の付け替え

※共同購入品の申込みのサポートは生⑥で

生⑤ 障がいを持つ家族・介護を 必要とする家族を持つ加入者を サポートするケア

上限3時間 ケア金400円/30分

加入者の企画参加やリフレッシュなどを身近な組合員にサポートしてもらうときのケア

どんなときに使えるの？

- 生活クラブの企画などに参加するとき
- 通院や定期健診のとき
- リフレッシュしたいとき

どんなことを頼めるの？

- 介護の必要な家族の見守り
- 障がいを持つ家族の見守り
- 通学の介助

生⑥ 配送またはデポーでの購入を サポートするケア

ケア金200円/1回

配送の組合員が、身近な組合員に共同購入品を届けてもらう・預かってもらう、申し込みをサポートしてもらうケア。組合員がデポーでの買い物また送迎*を頼む場合のケア

どんなときに使えるの？

- 高齢になってきて
- 体調が悪いとき
- 仕事や用事で留守にするとき
- 活動に参加するとき
- 子育て中で
- 障がいを持っている
- 申込書が記入できない
- eくらぶが使えない

※車両事故の補償はありません。



生⑦ お届けデポーを 利用するときの補助

ケア金200円/1回あたり

加入者が以下の理由でデポーでの買い物が難しいために「お届けデポー」を利用した場合、支払った送料の一部を補助

- 高齢(65歳以上)
- 障がいを持っている
- 障がいのある家族・介護が必要な家族がいる
- 妊娠中で
- 未就学の子どもがいる
- 体調不良や怪我などで重いものが持てないため

【お届けデポー】…デポーで購入した消費材をフローアーワーカーズなどが家までお届けするしくみ。詳しくは各デポーにお問合せください。

生活保障

年間限度額はありません。

生⑧ 生⑨ は年間限度額12,000円には含みません。

生⑧ 加入者の住宅災害時のケア

ケア金800円／1回

自然災害、水漏れや火事などにより、加入者の居住する住宅に被害が生じたとき、身近なエッコロ加入者にサポートしてもらうケア

どんなときに使えるの？

- 例
- ・自然災害で住宅が被害にあったとき
 - ・水漏れや火事で被害にあったとき

どんなことを頼めるの？

- 例
- ・災害後の後片付けの手伝い
 - ・片付け中の食事の準備
 - ・片付け中の託児

生⑨ 加入者本人または家族が亡くなったときのケア

ケア金800円／1回

加入者本人または家族が亡くなったときの通夜・告別式当日及び当日以外の葬儀の際、身近なエッコロ加入者にサポートしてもらうケア

どんなことを頼めるの？

- 例
- ・通夜・告別式の受付などの手伝い
 - ・留守番中の家族の世話
 - ・食事の準備

組合員活動保障

生活クラブのさまざまな活動に参加することを支えるしくみです。利用限度額はありません。

組合員活動保障のしくみは、平田牧場から豚肉を載せてきたトラックに組合員が添乗して配達先を道案内していた時代に、事故にあったらどうするのだという素朴な不安から生まれました。

組合員活動とは

共同購入活動（デポーでの購入も含め）、まちやブロックの活動、組織活動（友人へ生活クラブを紹介に行く、チラシまき、キャラバンなど）、生活クラブの会議への出席、研修や企画の運営や参加、班会、デポーでのワーク、コミュニティ活動など生活クラブに関わる活動全般を指します。

※車両事故の補償はありません。

組① 活動中の事故による入院・在宅療養

1事由につき上限50,000円

加入者本人または同行した家族が、活動中に不慮の事故で負傷し、入院・在宅療養したときの治療費実費とケアの保障

- ▷加入者本人の居住する住宅内での事故は除きます。
- ▷留守番の未就学児童は保障の対象です。
- ▷送迎時の車両事故の補償はありません。
- ▷申請には第三者証明が必要です。

●保障されるもの

- 治療費実費（但し、他の補償との差額のみ）
- 家族の世話や簡単な家事、入院時・通院時の付き添いなどのケア（ケア金400円/30分）

●申請書以外に必要な添付書類

- 治療費の領収書（コピー可）

組② 組合員活動のために私物を貸与して破損したとき

1事由につき上限50,000円

活動時に個人のお皿、ホットプレート、ジューサー、デジカメなどを提供して、活動の場、または自宅までの往復の間に破損したときの保障

▷破損時から48時間以内にセンター・デポーへの連絡が必要です。

活動に使用した後は当日必ず作動や状態を確認してください。

▷申請には同じ企画に参加した人の第三者証明が必要です。

●保障されるもの

- 修理実費または同程度のものの購入費用実費
- 申請書以外に必要な添付書類
 - 破損状態のわかる写真
 - 修理明細、再購入の領収書（コピー可）

48時間以内

組③ 活動中の事故による賠償責任

1事由につき上限50,000円

加入者本人または同行した家族に、活動中に対人または対物の事故で賠償責任が生じた時の保障

▷デポーワーク時の消費材等の破損も対象です。

▷賠償責任が生じたときから48時間以内にセンター・デポーへの連絡が必要です。

●保障されるもの

- 治療費実費および修理費実費（但し、他の補償との差額のみ）
- 申請書以外に必要な添付書類
 - 破損状態のわかる写真
 - 治療費、修理費、代替品購入の領収書（コピー可）

48時間以内

組合員活動保障

組④ 共同購入品の盗難と破損

1事由につき200円以上50,000円限度

配達・デポー購入当日の共同購入品の盗難・破損の保障（実費）

▷配達では荷受け場所から、デポーでの買い物は店舗内から自宅玄関に入れるまで（自宅住宅内での被害は対象外）、また、配達日およびデポーでの購入当日の午後10時までの盗難・破損の被害が対象です。

▷自分の消費材の盗難・破損の保障は年度内3回までとします。

▷他者のものの運搬時も保障の対象です。

▷破損とは使用に耐えないものとします（食品の場合可食部分は除く）

▷申請書に「今後の対策」を必ず記入してください。
2回目以降の被害には、予防のための措置がとられていることが必要です。

▷原則発見から48時間以内にセンター・デポーへの連絡が必要です。

●申請書以外に必要な添付書類

•品目を確認できる配達明細表または引落通知書、デポーでの購入レシート（いずれもコピー可）

48時間
以内

組⑤ まち活動費の盗難※

1事由につき上限50,000円

活動のために預かったまち活動費が盗難にあった時の保障

※警察署の盗難受理番号（遺失物届けは不可）が必要です。

●保障されるもの

•被害実額×まちエコロ加入率（被害発生前月末）

※48時間以内の連絡は、休業日にかかる場合はその翌日までの受付となります。





組⑥ 生活クラブの活動の開催場所での託児

上限5時間 ケア金400円／30分

子どもの受け入れ、親のもとに返す時の時間も含む
託児コーディネイト料1回300円

会議や企画の開催場所で、まちの託児ケアグループの託児ケア者に子ども（小学生まで）を預かってもらうケア。申請書はケアを受ける託児の利用者ではなく、主催者が提出します。

●託児を利用される方へ

託児は組合員のたすけあいの中で行ないます。託児ケア者はプロではありませんが、お子さんが楽しく、安心して過ごせるよう託児します。

- 開始前は早めに来場し、トイレやおむつ交換などは済ませてください。
- 他のお子さんのためにも、基本的におもちゃやおかしは持たせないでください。水筒を持参される場合は記名し、お茶やお水をお願いします。
- 終了後はすみやかに迎えにきてください。託児ケア者にお子さんの様子を聞いてみましょう。意外な発見があるかもしれません。
- 託児付きの企画かどうか確認して主催者に申し込みます。
- やむを得ずキャンセルする場合は当日であっても必ず連絡してください。託児の申し込みをするときに連絡先を確認しておいてください。

●主催者の方へ

- まちでは託児ケア者グループを形成し、生活クラブまたは地域協議会の会議や企画の会場で託児を行ないます。託児ケア者グループは登録制（毎年更新します）、グループに代表者を1名置きます。エコロ加入者であれば誰でも自分のまちの託児ケア者登録ができます（登録は随時可能です）。
- 活動場所での託児が必要な場合は、企画や会議の主催者がまちの託児ケア者グループにコーディネイトを依頼し、託児コーディネーターは子どもの年齢・人数などを考慮し、託児ケア者を手配します。コーディネイト後に託児が中止になった場合でも託児コーディネイト料を給付します。申請書の余白に必ず主催者がその旨を記入してください。
- エコロ未加入者が企画当日に託児を受けるために加入した場合は、発効日前ケア対象とします（但し、受付を行ない、当日エコロ加入用紙を提出することが条件です）。
- 託児ケア者は自分の子どもを連れて託児を行なうことができます。この場合、ケア者の子どもは申請時の「ケアを受ける子どもの数」には含みませんが、ケア者保障保険の対象になります。
- 2人の託児ケア者で1人の子どもを託児する場合、ケア金は1人分を分け合うこととします。
- 急なキャンセル等で、託児ケア者が会場に着いてから託児が中止になった場合、託児ケア者に1時間のケア金を給付します。申請書の余白に必ず主催者がその旨を記入してください。

組⑦ まちの委員活動を 支えるためのケア

上限5時間 ケア金400円／30分

「まちの委員登録」をしている組合員が、活動として（総会を含む）会議・企画に参加するとき、身近なエコロ加入者にサポートしてもらうケア

どんなことを頼めるの？

- 会議・企画の開催場所ではなく、ケア者の家などで子どもを預かってもらう

例

- 自宅での作業中の託児
- 高齢の家族や障がいをもつ家族などの見守り
- 障がいを持つ組合員のケア

組⑧ まちの委員活動を 支えるための補助

1回上限5時間 400円／30分を上限に実費を補助

「まちの委員登録」をしている組合員が、活動として（総会を含む）会議・企画に参加するとき、通園している幼稚園や運動グループなどの事業者に、子どもの延長保育や一時預かり保育、高齢の家族の見守りなどを依頼した場合に支払った実費の一部を補助します。

▷幼稚園や保育園の毎月の月謝・保育料は対象ではありません。

▷申請には第三者証明が必要です。

- 申請書以外に必要な添付書類
- 事業者からの請求書または領収書（コピー可）

組⑨ 企画参加を支えるための補助

1回上限3時間 400円／30分を上限に実費を補助

主催者がまちの託児ケア者グループではなく、生活クラブ運動グループの事業者に託児ケアを依頼した（総会を含む）会議・企画において、参加者（子どもを預けた人）がその事業者を支払った料金の一部を補助します。

▷会場の都合やまちに託児ケア者グループが形成されていないなどの理由により、開催場所での託児ができず、主催者を通じて依頼した場合に限ります。

主催者

託児数を集約して運動グループに依頼します。当日実際に託児を利用して参加した組合員に、日付と第三者証明の署名を入れた申請書を渡します。

参加者

対象の企画かどうか、また、どこの団体に依頼するかについては、主催者に確認し申し込んでください。

利用料金の実費を各自で事業者を支払います。開催場所で主催者から第三者証明が署名された申請書をもらい、必要事項を記入し必要書類を添えてセンター・デポに提出します。

●申請書以外に必要な添付書類

- 事業者からの請求書または領収書（コピー可）

エコロ子育て応援セット

Suku²

赤ちゃんの誕生をみんなでお祝いし、エコロたすけあい制度を利用して「みんなで子育てしていこう」とのメッセージを込めて、エコロ子育て応援セットをお届けします。

エコロ子育て応援セットSuku²



せっけんセット内容

液体せっけん 固型せっけん 酸素系漂白剤 ハミガキ
オリジナルリーフレット（離乳食やせっけんの使いこなし、地域の情報掲載）

- 布製のエコバッグに詰め合わせて、配送組合員は配達で、デポー組合員はデポー店頭でお渡しします。
 - ▷加入者が、赤ちゃん誕生後に申請してください。申請期間は60日以内が原則です（時効1年）。
 - ▷加入者が夫名義の場合でもSuku²セットの申請はできます。
 - ▷出産に対するお祝いですので、多産の場合でも受け取れるのは1セットです。
- ※お孫さんは対象になりません。



エコロリーディングサービス

Yomu²

「生活と自治」「ジョイエス」を音訳したmp3データをお届けします。

視覚障がいがある方や高齢（加齢）により文字を読むことに不自由を感じている方は、申請してください。

- 1回申請していただくことで毎月お届けします。
初回に「エコロたすけあい制度ガイドブック」の音訳版をあわせてお届けします。
- 音訳は組合員によるボランティアグループYomu2（よむよむ）が行ない、音訳者にはケア金を給付しています。



身近にリーディングサービスを必要としている組合員の方がいらっしゃいましたらおしらせください。共同購入品の注文や暮らしの中のちょっとした手助けなどはエコロのケアで頼むことができます。

申請用紙記入例

受付番号

エッコロたすけあい制度（生①、生②、生③、生④、生⑤、生⑥）

生活保障の申請書

生活クラブ生活協同組合 御中 下記事由発生内容により、ケア金の請求をいたします。

申請者記入欄	組合員コード	〇〇〇〇〇〇〇	
	フリガナ	セイカツ ハナコ	電話 〇〇（ 〇〇〇〇 ）〇〇〇〇
	氏名	生活 花子	携帯 〇〇（ 〇〇〇〇 ）〇〇〇〇

エッコロコーディネーター	組合員コード	0987654	(組合員氏名) 生協 高子
--------------	--------	---------	------------------

今回申請する制度番号のNo.を左端に記入してください。下記以外の制度利用の場合は別の書類に記入してください。

今回の申請制度No.	No.	制度番号	制度内容	ケア金額
1	1	生①	困ったことを手伝うケア	400円/1回
	2	生②	子育て中の加入者をサポートする子どもを預かるケア	400円/30分
	3	生③	加入者本人または家族の入院・在宅療養時のケア	400円/30分
	4	生④	障がいを持つ加入者、介護を必要とする加入者、高齢（65歳以上）の加入者をサポートするケア	400円/30分
	5	生⑤	障がいを持つ家族、介護を必要とする家族を持つ加入者をサポートするケア	400円/30分
	6	生⑥	配達またはデポでの購入をサポートするケア	200円/1回

ケア活動報告書兼請求書（時間単位のケアは15分単位で申請可。1回3時間まで）

回数	事由発生 年月日	ケア者		申請者との関係	ケア理由 (何のために)	ケア内容 (何のケアを)	ケア時間	ケア金額
		組合員コード	氏名					
1	2021年4月1日	0456321	福祉 桃子	友人	上の子の通院	下の子の託児	1:30	1200
2	2021年5月1日	0789123	世田谷 頼子	班員	PTA活動	家族の食事作り	2:00	1600
3	20年 月 日							
4	20年 月 日							
5	20年 月 日							

ケア金額合計 = 2800円
(コーディネート 2事由×@800円=1600円)+ケア金額合計 = 総計 4400円

センター・デポ事務局処理欄	担当者氏名	備考
受付 20年 月 日		
回収日 20年 月 日		
地域福祉政策委員会処理欄		
審査日 年 月 日		
審査結果 可 ・ 不可		

2021年4月1日共済課作成

【個人情報の取扱いに関する事項】事由申請書およびご提出いただいた各書類に記載された個人情報はエッコロたすけあい制度の適切な運用をはかるために活用させていただきます。

エコロから広がる地域福祉の取り組み

生活クラブの共済活動の歩み		生活クラブ運動グループ福祉活動の歩み
●生活クラブ生協10周年記念事業で北海道古平町に「共働の家」(障害者自立の家)設立のキャンパ活動	1978	
	1979	●グループ「生活者」発足 (88年より「生活者ネットワーク」 ^{※1}) 練馬区に代理人誕生
●7月「共働の家」完成 設立の動きの中から、組合員の日常生活上の不安や活動上の トラブル解消をめざして共済制度の検討が始まった	1981	
	1984	●ワーカーズ・コレクティブ第1号結成
●7月1日 エッコロ共済制度スタート (制度内容は独自部分100円と全労済部分100円)	1986	
●葬儀社紹介始まる	1987	
●エコロ共済生活保障始まる 共同購入品の盗難・破損の保障制度化	1991	●「地域福祉連絡会」スタート
	1992	●9月「アビリティクラブたすけあい(ACT)」 ^{※3} 設立 ●「生活クラブ運動グループ地域福祉推進会議」 発足
	1993	●3月「社会福祉法人悠遊」 ^{※4} 設立
●CO・OP共済取り組みスタート	1997	●「東京ワーカーズ・コレクティブ協同組合」 ^{※2} 設立
●地域福祉推進のための費用援助制度スタート		
●エコロ共済で会議等における集団託児を制度化	1998	
	2000	●2月「生活クラブ運動グループ地域福祉推進 会議」を発展解消し、「東京・生活クラブ運動 グループ福祉協議会」設立
●1月 共済葬見直し「灯花」スタート	2003	
●4月「エコロひろば」開始	2005	●「福祉協議会」は「生活クラブ運動グループ・ 東京運営委員会」の福祉部門の協議会に 位置づけ
●10月 エッコロ共済独自部分の制度改定	2006	
●3月末 エッコロ共済全労済との提携終了 掛金を100円に変更(そのうち20円が地域福祉政策推進基金 =エコロファンドへ)		
●エコロ子育て応援セットSuku ² 新設		
●生活クラブ連合会で葬儀関連事業の取り組み開始 ^{※5}		
●10月「生活クラブ保育園ぼむ・保谷」開園	2007	●「パスレル保谷」完成
●6月 制度改定(「エコロたすけあい制度」スタート)	2008	【パスレル保谷】 生活クラブ保谷センター跡地に建設された多機能複合型施 設。生活クラブ事業の保育園、デポー、運動グループの事務 所やデイサービス、シェアードオフィス、ワークショップルー ムが1・2Fに、3・4Fは分譲賃貸住宅になっています。 管理運営：NPOプラス・ド・西東京 TEL：042-439-6353
●4月「生活クラブ子育て広場ぶらんこ」開設	2009	
●12月「生活クラブ保育園ぼむ・保谷」東京都認証保育所に		
●4月 たすけあい活動予算スタート	2010	
●7月 エッコロたすけあい制度改定 エコロリーディングサービスYomu ² 新設		
●7月「生活クラブ総合案内窓口 おしえてネット」 ^{※6} 全域展開		
●移動サポートのってこ、お届けデポースタート		
●10月「生活クラブ保育園ぼむ・徳丸」開園	2011	
●地域福祉推進のための費用援助制度が、生活クラブ 運動グループ・インクルーシブ事業連合の助成事業へ移行 ^{※7}		
●コミュニティづくり始まる		

生活クラブの共済活動の歩み

- 4月「生活クラブ保育園ぽむ・砧」開園（東京都認証保育所）
- 9月「生活クラブ共済ハグくみ」取り組みスタート
- 4月 生活クラブ葬儀「灯花」リニューアル
- 4月「生活クラブ保育園ぽむ・徳丸」板橋区スマート保育に
- 4月「生活クラブ保育園ぽむ・砧」東京都認可保育園に
- 4月「生活クラブ保育園ぽむ・徳丸」小規模保育園に
- 4月「生活クラブ子育て広場 ぶらんこ」世田谷区おでかけひろばに
- 5月 生活困窮者家計相談支援事業開始^{※8}（府中市）
- 7月 エッコロたすけあい制度改定「困ったことを手伝うケア」新設
- 見守り活動に取り組む自治体と協定や事業者登録の締結開始
- 2月「生活クラブ子育て広場ぶらんこ西東京」開設
- 12月「生活クラブ子育て広場ぶらんこ国分寺」開設
- 2月 生活クラブ・サービス付き高齢者向け住宅「センテナル町田」開設
「生活クラブ子育て広場ぶらんこ町田」開設
- 4月「生活クラブ保育園ぽむ・砧」本園・分園 合計82名の園に
- 4月 生活クラブ保育園ぽむ・国分寺」開園
- 8月「生活クラブ子育て広場ぶらんこ粕谷」世田谷区おでかけひろばとして開設
- 7月 エッコロたすけあい制度改定「困ったことを手伝うケア」年間利用回数とコーディネーターの介在を拡大
- 4月 エッコロたすけあい制度改定
- 「Web申請スタート」

※1【生活者ネットワーク】

1988年グループ「生活者」より「生活者ネットワーク」に組織再編。調査活動や一言提案運動等を行ないながら市民の声を政策化し、市民と議会をつないでいます。またそこから得た情報を広く公開してまちづくりの活動に役立てます。

TEL: 03-3200-9189

※2【東京ワーカーズ・コレクティブ協同組合】

地域の各ワーカーズが組合員となって、互いの事業発展のために出資し運営も担っている事業協同組合。地域でのワーカーズメンバーは全員が出資し、経営者として雇われずに働き、民主的な運営で、地域のニーズに応える非営利事業を行なっています。34年の歴史の中で多種多様な事業体を生み出し、地域で豊かに暮らせるためのモノやサービスを提供しています。

TEL: 03-3207-1941

※3【NPO法人アビリティクラブたすけあい（ACT）】

地域のたすけあいワーカーズとネットワークし、赤ちゃんからお年寄りまで、障がいを持つ人も持たない人も安心して暮らせるまちづくりをすすめています。家事、介護、子育て支援等の自立援助サービス、アビリティ共済などを行なっています。サービスの提供は地域の34の「たすけあいワーカーズ」が行ないます（会員制）。エコロのたすけあいでカバーできないときの強い味方です。

TEL: 03-5302-0393

※4【社会福祉法人悠遊】

生活クラブ組合員一人ひとりの寄付によってできた社会福祉法人です。西東京市ではデイサービス、グループホーム、訪問介護サービス、居宅介護支援サービス、地域包括支援センターの事業を行なっています。世田谷区では生活クラブ・ケアセンター世田谷、中野区では安心ケアセンター・悠遊えごたの事業を運営しています。

TEL: 042-439-6501（法人本部）

生活クラブ運動グループ福祉活動の歩み

- 2012 ●3月 インクルーシブ事業連合^{※7}設立
- 2013 ●12月 生活クラブ・ケアセンター世田谷開設
【生活クラブ・ケアセンター世田谷】
生活クラブ・東京本部跡地に、社会福祉法人悠遊と運動グループの仲間たち、そして生活クラブ組合員が力を合わせて具体化し、2012年12月1日に事業を開始しました。小規模多機能ホーム、グループホーム、居宅介護支援事業などを行なっています。また地域の方が利用できる場として地域交流スペースがあります。
TEL: 042-439-6501（法人本部）
- 2014
- 2015 **【安心ケアセンター・悠遊えごた】**
「安心ケアセンター・悠遊えごた」が2019年3月開設しました。「グループホームえごた」、「小規模多機能ホームえごたの家」、「24時間ホームケアえごた」（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）、「訪問サービスえごた」「夜間ホームケアえごた」の5事業に加え、「地域ふれあいスペースえごた」を併設しています。
TEL: 042-439-6501（法人本部）
- 2017
- 2018 ●11月「障がい児支援事業
「生活クラブあのねのお家」開設
- 2019
- 2020 ●4月「生活クラブ保育園ぽむ・向原」開園
●4月「エコロこども基金」創設
- 2021

※5【生活クラブの葬儀関連事業】

エコロ共済葬として葬儀社と提携して行なってきた関係性を土台に、2006年6月から葬儀関連事業の取り扱いを連合化しました。自分らしい、故人が望む形の実現に向けて東京ワーカーズ葬祭サポートセンターが葬儀のコーディネートを担当しています。また、生前相談、遺産整理や遺品の整理など葬儀後の相談も行なっています。

生活クラブ葬祭サービス TEL: 0120-098-325（24時間・年中無休）

◎事前・事後の相談は9:00~17:00（月~金）をお願いします。

※6【生活クラブ総合案内窓口 おしえてネット】

日常のちょっとした困りごとに対して、組合員の立場に寄り添って、生活クラブと運動グループが持つ多様な機能を案内する窓口です。消費材レシピー・子育て・介護・お金のライフプラン・住まい・仕事など多様な分野の相談に対して、生活クラブが生み出してきたさまざまな機能や、ネットワークしてきた団体の情報などをご案内します。

TEL: 03-5426-5227

※7【生活クラブ運動グループ・インクルーシブ事業連合】

2012年3月設立。どんな状況にあっても誰も排除されない社会をめざして、地域に必要なしくみづくりを地域の人々と共に推進する支援組織として活動しています。中間支援機能と助成事業が主な事業内容です。地域福祉に関する生活クラブ運動グループ9団体で構成しています。

TEL: 03-5426-5207

※8【家計相談支援事業】

2015年4月より施行となった生活困窮者自立支援法の事業の一つ。家計の視点から必要な情報提供や専門的助言・指導等を行なうことで、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されるように支援する事業。生活クラブでは府中市より家計相談支援事業を受託し、生活困窮者の支援が行なわれています。

生活クラブ・ エコロたすけあい制度 (エコロ)規約

第一章 総則

(目的)

第1条 生活クラブエコロたすけあい制度(以下エコロ制度という)は生活クラブ生活協同組合(以下生協という)の組合員が地域における相互扶助の機能を高めるために、たすけあいのしくみをつくり、第2条に掲げる活動内容を行うことを目的とします。

(活動内容)

第2条 生協は加入者から掛金を受取り、契約期間中に発生した以下の事由に対して保障を行うものとします。

1. 生活保障

- (1) 困ったことを手伝うケア
- (2) 子育て中の加入者をサポートする子どもを預かるケア
- (3) 加入者本人または家族の入院・在宅療養時のケア
- (4) 障がいを持つ加入者・介護を必要とする加入者・高齢(65歳以上)の加入者をサポートするケア
- (5) 障がいを持つ家族・介護を必要とする家族を持つ加入者をサポートするケア
- (6) 配送またはデポーでの購入をサポートするケア
- (7) お届けデポーを利用するときの補助
- (8) 加入者の住宅災害時のケア
- (9) 加入者本人または家族が亡くなった時のケア
- (10) (1)~(6)(8)(9)のケア者のコーディネート
- (11) リーディングサービスの音訳ケア

2. 組合員活動保障

- (12) 活動中の事故による入院・在宅療養
- (13) 組合員活動のために私物を貸与して破損したとき
- (14) 活動中の事故による賠償責任
- (15) 共同購入品の盗難と破損
- (16) まち活動費の盗難
- (17) 生活クラブの活動の開催場所での託児
- (18) まちの委員活動を支えるためのケア
- (19) (12)(17)(18)のケア者のコーディネート

3. 組合員活動を支えるための補助

- (1) まちの委員活動をサポートする補助
- (2) 企画主催者が運動グループに託児を依頼したときの補助

4. エコロ子育て応援セットの給付

5. エコロリーディングサービス音訳データの配信

(生活クラブ地域福祉政策推進基金=愛称エコロファンド)

第3条 掛金

100円のうち20円をエコロファンドとして積み立て、生活クラブ地域福祉政策の具体化に活用します。

(制度の管理・運営)

第4条 エコロ制度の自律的かつ円滑な運営を図るために、理事会が委任する委員会が管理・運営を行います。

(理事会が委任する委員会の議決事項)

第5条 理事会が委任する委員会は生協の総代会・理事会の決定に基づき次の事項を議決します。

- (1) エコロ事由発生の処理に関する事項
- (2) エコロ制度内容の検討に関する事項
- (3) エコロ事業案の策定に関する事項
- (4) その他エコロ制度運営上必要とされる事項

第二章 契約

(加入者の範囲)

第6条 加入者とは加入者本人とし、加入者になることができるものは生協の組合員とエコロのケア者となることを希望する中学生以上の同居の家族とします。

(加入手続)

第7条 生協に申請し、生協の受理をもってします。

(掛金および払込方法)

第8条 掛金は月額100円とし、毎月生協の指定する日までに生協に払込むものとします。

2. 掛金の払込方法は、別に定める細則によります。

(効力の開始)

第9条 効力の開始は申込みが受理された翌日午前0時よりとします。

(給付金・補助金の受取人)

第10条 給付金・補助金の受取人は加入者本人とします。

2. 加入者が死亡したときは次の号に掲げる者とし、その順位は各号の順にします。

- (1) 加入者の配偶者
- (2) 加入者の死亡当時生計を一にしている子・父母(配偶者の父母を含む)

(契約期間)

第11条 契約期間は4月1日より翌年の3月31日までとし、期間中の中途における解約はできないものとします。

2. 解約方法は別に定める細則によります。

(契約の変更)

第12条 加入者は契約の成立後、次の変更が生じたときは遅滞なく生協に届けるものとします。

- (1) 加入者の氏名の変更
- (2) 加入者の住所の変更
- (3) 加入者の班またはまちの変更

(契約の消滅)

第13条 加入者が生協を脱退したとき、または死亡したとき消滅します。

(払い込み猶予期間および失効)

第14条 掛金の払い込み猶予期間は、払込期日の翌日から3か月とします。

2. 払い込み猶予期間が過ぎても、なお掛金が払い込まれない場合、契約は、払込期日の翌日午前0時にさかのぼって失効します。但し、理事長があらかじめ事実関係

の調査を行い、必要と認めるときはこの限りではありません。

第三章 掛金の種類および給付金の支払い

(事由発生の報告)

第15条 加入者またはその家族は事由が発生したときは、速やかに事由発生状況を生協に報告し、所定の手続をとるものとします。

(給付金の支払請求)

第16条 事由が発生したときは、その発生日から60日以内に支払請求書と細則に定める添付書類を提出し、給付金の支払いを請求するものとします。

2. 給付金の受取人が給付金の請求手続を事由発生から1年間怠ったとき、生協は給付金の支払い義務を免れます。

3. 申請時も生協の組合員であることとします。

(給付金の支払)

第17条 給付金は事由内容を規約および細則にそって、理事会が委任する委員会が審査し、支払うものとします。

(調整)

第18条 給付金の支払いに関し、生協と受取人の間に疑義を生じたときは理事会が委任する委員会において調整するものとします。

第四章 その他

(業務委託)

第19条 生協はエコロ制度活動を行うため、他団体に活動業務を委託することができるものとします。

(細則)

第20条 生協はこの規約にさだめるもののほか、エコロ制度活動のための手続、その他の業務の執行に必要な事項は、別に定める細則に基づいて活動するものとします。

(附則) (抄)

第21条 この規約は1986年7月1日から施行するものとします。

2. この規約の改廃は生協の理事会において行うものとします。

15. この改正規約は2006年4月1日から施行するものとします。

16. この改正規約は2008年6月1日から施行するものとします。

17. この規約の改廃は生協の総代会において行うものとします。

18. この改正規約は2010年7月1日から施行するものとします。

19. この改正規約は2013年7月1日から施行するものとします。

20. この改正規約は2015年7月1日から施行するものとします。

21. この改正規約は2018年7月1日から施行するものとします。

22. この改正規約は2021年4月1日から施行するものとします。

生活クラブ・エコロたすけあい制度細則

(総則)

第1条 エッコロ制度規約(以下 規約という)第20条に基づき、制度の執行に必要な事項はこの定めによるものとします。

(家族の定義)

第2条 規約に規定する「家族」とは、同居する親・子・配偶者・祖父母・孫と別居の親・子・配偶者としません。

(居住する住宅の定義)

第3条 規約に規定する「居住する住宅」とは、加入者が日常生活を営むために居住している住宅で、自家・借家・借間を問わないものとします。

2. 物置、納屋、塀、垣根、倉庫その他の付属構築物は除きます。

(不慮の事故の定義)

第4条 規約に規定する「不慮の事故」とは、急激かつ偶然な外因による事故をいい、外因による事故の範囲は以下のとおりとします。

- (1) 交通事故
- (2) 不慮の中毒
- (3) 不慮の墜落
- (4) 天災
- (5) 火災及び火焰による不慮の事故
- (6) 不慮の溺没
- (7) 不慮の打撲
- (8) その他理事会が委任する委員会が特に認めたもの

(入院の定義)

第5条 規約に規定する「入院」とは、医師の診断により治療が必要であり、かつ自宅での治療が困難なため、病院または診療所に入り、継続して常に医師の管理下において治療に専念することが必要であるとされた時とします。

2. 「病院」とは医師法にさだめる病院または診療所とします。但し、柔道整復師法に定める施術所等は病院に準ずるものとします。

3. 加入者が入院後病院を変更し、別の病院へ移動した場合は継続して入院したものとします。

4. 同一病気・同一事故に起因する入院は入退院をくり返しても一事由とします。

(在宅療養の定義)

第6条 規約に規定する「在宅療養」とは、家庭において治療に専念する必要がある、かつ日常生活に支障を生じた状態とします。

(契約期間をまたがる事由の取扱)

第7条 事由が契約期間をまたがって継続した場合、その事由は前年の契約期間に通算するものとします。

(組合員活動の定義)

第8条 規約に規定する「組合員活動」とは、組合員拡大行動、各種資料及びチラシ配布、各種委員会・集会・イベント、共同購入品配達当日の授受、デポワークなどとし、活動の主体には組合員と同居し、同行している家族も含まれます。但しデポワークは組合員との同行を要件としません。また、留守番をしている未就学児童も含まれます。

(掛金の払込方法)

第9条 規約第8条の掛金の払込方法は、毎年度の共同購入品代金の支払と同一の方法で払込むものとします。

(解約方法)

第10条 規約第11条の2で規定する解約方法は、所定の解約届けを2月1日から15日の間に提出することとします。

2. 解約を申し出ない場合は、契約はさらに1年間継続するものとします。

(保障内容)

第11条 規約第2条に規定する「期間中に発生した各事由に対する保障内容」および規約第15条に規定する「支払請求に必要な提出書類」は別表のとおりとします。

(ケアおよびケア者の定義)

第12条 「ケア」とは、日常生活を円滑にするために支援することをいい、ケア者とはそれを行う者をいいます。医療資格を必要とする看護や介護は含めないものとします。家族間のケアは給付対象とはなりません。

(附則) (抄)

第13条 この細則は1986年7月1日から施行するものとします。

2. この細則の改廃は生協の理事会において行うものとします。

9. この改正細則は2006年4月1日から施行するものとします。

10. この改正細則は2008年6月1日から施行するものとします。

11. この改正細則は2010年7月1日から施行するものとします。

12. この改正細則は2015年7月1日から施行するものとします。

13. この改正細則は2020年5月1日から施行するものとします。

エコロファンド運営管理規程

第1条 (目的)

生活クラブ地域福祉政策推進基金は、生活クラブ生協が地域福祉政策に基づいて行う事業の創設、推進および運営、活動の推進に関わる費用として活用することを目的とします。

第2条 (名称)

この基金の名称を「生活クラブ地域福祉政策推進基金」とし、愛称を「エコロファンド」とします(以下エッ

コロファンド)。

第3条 (徴収と管理)

エコロたすけあい制度加入者より集金する毎月の掛け金100円のうち20円をエコロファンドとして積み立て運営管理規程に基づき、生活クラブ福祉政策の具体化に活用します。

第4条 (使途)

エコロファンドの使途は、生活クラブ生協が地域福祉政策に基づいて行う地域福祉関連事業と活動に限定して活用するものとします。

- (1) 事業における設備投資、初期費用
- (2) 事業の継続に要する費用
- (3) 事業化のための調査・データベース作成等の費用
- (4) 活動をすすめるための費用
- (5) 広報活動
- (6) 基金への助成原資
- (7) その他

第5条 (管理責任と運営)

エコロファンドの管理・活用の責任は生活クラブ生協東京理事会が負うものとします。日常運営は東京理事会が指定する専門委員会に委任します。また、東京理事会は毎年度の総代会において基金の管理運営状況について報告し、承認を受けるものとします。

第6条 (専門委員会の役割)

理事会より委任を受けた専門委員会は以下の役割を担うものとします。

- (1) ファンド積み立て目標の決定、推進を担うとともに月次のファンド在高報告を確認する。
- (2) 基金の使用に関しての詳細検討および理事会への提案を行う。
- (3) 使途の報告を受け確認し、理事会に報告する。

第7条 (情報の公開)

基金の運営の公開性を図るために、広報活動に努めるものとし、理事会より委任を受けた専門委員会は有効な広報活動を計画し、理事会への提案を行います。

第8条 (収支報告)

収支報告は月次または年度で行うものとします。

第9条 (規程の改廃)

この規程の改廃が必要になった場合は、理事会の議決を経て行うものとします。

第10条 (雑則)

この規程に定めるものの他、必要な事項については理事会での議決によるものとします。

第11条 (付則)

この規程は2006年4月1日から施行するものとします。